

コンプライアンス徹底策 年次点検結果

2024年3月28日

中部電力株式会社中部電力ミライズ株式会社





- ■当社グループは、公正取引委員会から複数の事案について独占禁止法違反の疑いを持たれたことを重く受け止め、二度と独占禁止法に関する疑いを招かないよう、2023年4月7日にコンプライアンス徹底策(以下「本徹底策」といいます。)を公表しました。また、2024年3月4日には、本徹底策の強化策を公表しました。
- ■今般、2023年度の取り組み状況について年次点検を実施するとともに、2024年度施策を取りまとめたため、その内容を公表します。
- ■なお、年次点検および2024年度施策の策定にあたっては、長島・大野・常松法律事務所の提言を踏まえて実施しています。

年次点検結果と2024年度実施事項(1)





1. コンプライアンス意識の深化

項目【対象】	2023年度主な実施事項	2024年度施策
(1)コンプライアンス意識向上 プログラム 【役員等】	 ・外部弁護士の講演会 ・少人数グループディスカッション ・上記を踏まえた決意表明 ①役員:20名 ②執行役員・部門長:37名 ③販売部門等管理職員:336名 	【継続(一部新規)】 *リーガルリスクマネジメント実践※に向け た内容を追加
(2)研修・教育の実効性向上 【全役職員】	・役員・グループ会社役員研修:56名・役付職登用前研修:449名・独占禁止法講演会:1260名	
(3) 行動チェックポイントの実践 【全役職員】	・独占禁止法遵守に関する「行動チェックポイント」 制定・周知・活用依頼(2023.7)・携帯リーフレットの役職員への配布(2023.9)	【継続】

※ 2024年4月から、法務・コンプライアンス部門を「コンプライアンス本部」として独立し、本部内にリーガルリスクマネジメントGを新設するとともに、 エグゼクティブ・リーガル・アドバイザー(危機管理・独占禁止法を専門とする外部弁護士2名)を起用して、リーガルリスクをプロアクティブにマ ネジメントしていく仕組みを構築する。

年次点検結果と2024年度実施事項(2)



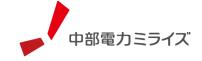


2. 独占禁止法遵守の仕組みの強化

項目【対象】	2023年度主な実施事項	2024年度施策
(1)競合他社との接触ルールの運用強化【全役職員】	・競合他社(特に旧一電・一ガス)との懇親会等の禁止を徹底 (2023.3 社長メッセージ、2023.4 ルールの見直し・周知) ・会社所定の方法以外での競合他社との連絡禁止をルール化 (2023.4) ・接触規程運用状況のモニタリング結果(競合他社の範囲に 迷った場合の対処法を含む)の通知(2024.2) ・役職員向けアンケートを実施し、ルール遵守・運用状況等を確認 (2023.12~2024.1)	【継続】 * 定期的なアンケートを継続 * アンケート結果を踏まえた有効な施策の検討・実施

年次点検結果と2024年度実施事項(3)

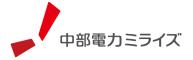




項目【対象】	2023年度主な実施事項	2024年度施策
(2)内部通報制度の強化 【全役職員】	・「独占禁止法違反行為等への処分・調査協力に関する 規程」(社内リニエンシー制度)制定(2023.6)	【新規】 *研修等において社内リニエンシー制度の周知を図る
(3)牽制機能の強化	2024.4に以下を新設することを決定 ○中部電力 ・コンプライアンス本部 ・チーフ・リーガル・オフィサー (CLO) ・リーガルリスクマネジメントG ・エグゼクティブリーガルアドバイザー (ELA) ○中部電力ミライズ ・ガス営業組織の見直し (戦略・調達と営業を切り離し、相互牽制機能を強化するとともに、権能を集中させない組織とする)	【新規】 *リーガルリスクマネジメント実践に向 けた取り組みを実施

年次点検結果と2024年度実施事項(4)





3. より良い組織風土の醸成

項目【対象】	2023年度主な実施事項	2024年度施策
(1)風通しの良い職場づくり 【全役職員】	・各主管部署によるコンプライアンスリスク等への取り組みを「コンプライアンスポスト」を 通じて見える化	【継続】
(2)風化防止【全役職員】		【新規】 *「10月」を独占禁止法遵守強調月間とし、全社的な啓蒙・周知活動等を行い、意識や各種施策の形骸化等を防止

4. コンプライアンス徹底策のPDCA

項目	2023年度主な実施事項	2024年度施策
(1)外部専門家による点検・内部監査	・長島・大野・常松法律事務所による 点検・提言等 ・内部監査の実施 ・上記を踏まえた2024年度施策の策定	【継続】

